

(仮 訳)

バーゼル銀行監督委員会

市中協議文書

貸出金の健全な信用リスク評価

コメント期限：2006年2月28日

2005年11月28日

目 次

本文書の基本的な原則	1
貸出金の健全な信用リスク評価についての監督上の期待	1
貸出金の信用リスク評価、コントロール、および自己資本の適切性に関する監督当局の評価	1
目的と概要	3
貸出金の健全な信用リスク評価についての監督上の期待	6
原則 1	6
原則 2	7
原則 3	9
原則 4	9
原則 5	12
原則 6	13
原則 7	15
貸出金の信用リスク評価、コントロール、および自己資本の適切性に関する監督当局の評価	17
原則 8	18
原則 9	18
原則 10	19

バーゼル銀行監督委員会
会計タスクフォース

議長: Prof Dr Arnold Schilder, The Netherlands Bank, Amsterdam

Mr Gerald Edwards, Jr, Senior Advisor on Accounting and Auditing Policy

Banking, Finance and Insurance Commission, Brussels	Mr Marc Pickeur
Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Toronto	Ms Karen Stothers
Banking Commission, Paris	Ms Sylvie Mathérat
Deutsche Bundesbank, Frankfurt am Main	Mr Karl-Heinz Hillen
Federal Financial Supervisory Authority (BaFin), Bonn	Mr Ludger Hanenberg
Bank of Italy, Rome	Mr Carlo Calandrini
日本銀行、東京	福澤 恵二
金融庁、東京	大城 健司
Surveillance Commission for the Financial Sector, Luxembourg	Ms Diane Seil
The Netherlands Bank, Amsterdam	Mr Michael Dobbyn
Bank of Spain, Madrid	Mr Anselmo Diaz Fernandez
Finansinspektionen, Stockholm	Mr Percy Bargholtz
Swiss Federal Banking Commission, Berne	Mr Stephan Rieder
Bank of England, London	Mr Ian Michael
Financial Services Authority, London	Ms Caroline Morgan
Board of Governors of the Federal Reserve System, Washington DC	Mr Charles Holm
Federal Reserve Bank of New York	Mr Art Angulo
Office of the Comptroller of the Currency, Washington DC	Mr Zane Blackburn
Federal Deposit Insurance Corporation, Washington, DC	Mr Robert Storch

オブザーバー

Australian Prudential Regulation Authority, Sydney

Austrian National Bank, Vienna

Central Bank of Brazil

European Central Bank, Frankfurt am Main

European Commission, Brussels

Saudi Arabian Monetary Agency, Riyadh

Monetary Authority of Singapore, Singapore

Office of Thrift Supervision, Washington DC

Financial Stability Institute,
Bank for International Settlements

Mr Robert Sharma

Mr Matthias Hahold

Mr Amaro Luiz de Oliveira Gomes

Ms Fatima Pires

Mrs Jane O'Doherty

Mr Abdulelah Alobaid

Mr Teo Kok Ming

Mr Jeffrey Geer

Mr Jason George

事務局

Secretariat of the Basel Committee on Banking
Supervision Bank for International Settlements

桑 原 啓 彰

貸出金の健全な信用リスク評価

本文書の基本的な原則

本監督上のガイダンスは、大きく2つに分類される10の原則から構成される。

貸出金の健全な信用リスク評価についての監督上の期待

1. 銀行の取締役会および上級管理職は、銀行に適切な信用リスク評価プロセスと有効な内部コントロールが設けられ、貸出業務の規模、性質、複雑性に応じて、銀行が定めている方針と手続、適用される会計の枠組および監督ガイダンスに従って貸倒損失に対する引当が首尾一貫した手法で決定されていることを確保する責任を有する。
2. 銀行は、信用リスクに応じて貸出金を分類する信頼性の高いシステムを備えているべきである。
3. 銀行の方針は、内部の信用リスク評価モデルの検証について適切に定めるべきである。
4. 銀行は、貸倒損失を見積もるための健全な手法を採用し、文書化すべきである。本手法においては、信用リスクの評価と問題のある貸出金の特定および貸倒引当金の決定を適時に行うためのリスク評価方針、手続およびコントロールが定められているべきである。
5. 個別および集合的に評価された貸出金に対する引当金の総額は、貸出ポートフォリオの信用損失推計額を十分吸収する水準にあるべきである。
6. 銀行が経験に基づいた信用判断や合理的な推計を行うことは、貸倒損失の認識と測定の不可欠な要素である。
7. 銀行が貸出金の信用リスクを評価するプロセスには、信用リスク評価、貸出金の減損の会計処理および規制上の所要自己資本の算定に用いるための手段、手続および観測可能なデータが備わっているべきである。

貸出金の信用リスク評価、コントロール、および自己資本の適切性に関する監督当局の評価

8. 銀行監督当局は、貸出金の質を評価するために銀行が設定している信用リスク関連の方針と実務の有効性を定期的に評価すべきである。

9. 銀行監督当局は、銀行が貸倒引当金の算定に用いている手法が、貸出ポートフォリオの信用損失推計額を適時に認識した合理的かつ健全な測定値をもたらすものであることを確認すべきである。

10. 銀行監督当局は、銀行の自己資本の適切性を評価するに当たり、信用リスクの評価に関する実務を考慮すべきである。

貸出金の健全な信用リスク評価

目的と概要

1. 本ペーパーの目的は、銀行と監督当局に対し、貸出金の信用リスクの評価 (assessment and valuation) に関する健全な方針と実務について、会計の枠組を問わず適用可能なガイダンスを提供することにある。従って、本ペーパーに述べられている原則は、国際財務報告基準 (IFRS) の下で定められている貸出金の減損 (impairment) に適用される原則との整合性を意図して策定されている¹。具体的に言えば、本ペーパーでは、リスクの評価、会計、および自己資本の適切性に関する目的において共通のデータとプロセスがいかに利用され得るかについて述べるとともに、健全性の枠組と会計の枠組の双方に整合的な引当の概念が強調されている。本ガイダンスは、健全な信用リスクの評価とコントロールを促進するとバーゼル銀行監督委員会²が考える方針や実務に焦点を当てている。
2. 本ペーパーで示された実務は、銀行の健全な信用リスク評価、コントロール、および、貸倒損失に対する引当総額の維持に関する取締役会と上級管理職の責任を扱っている。本ペーパーは、また、監督当局が銀行の信用リスク評価および規制自己資本の適切性を評価する際に、信用リスクに関する銀行の方針の有効性をいかに評価すべきかについて一般的なガイドラインを提示している³。

¹ 本ペーパーでは、構成と内容を明確かつ簡単にするため、IFRS その他の適切な会計の枠組には特に言及しない。しかし、読者の便宜に供するため、国際会計基準 (IAS) 39 および適用指針から関連部分を抜粋して本ペーパーの付に示す。

² バーゼル銀行監督委員会 (バーゼル委員会または委員会) は、1975 年に G10 諸国の中央銀行総裁会議により設立された銀行監督当局の委員会である。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国および米国の銀行監督当局ならびに中央銀行の上席代表者により構成される。当委員会は通常、常設事務局が設けられている国際決済銀行 (バーゼル、スイス) において開催される。

³ 委員会は 2004 年 6 月、規制上の自己資本の基準に関する文書 (「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」、通称「バーゼル II」) を公表した。本ペーパーは、規制上の所要自己資本の算定に関して、運営上の要件やガイダンスを付け加えたり変更したりすることを意図するものではない。

3. 監督当局は、信用リスクの評価に関する銀行の方針が、監督上のガイドラインならびに適用される会計の枠組と整合的であることを期待する。バーゼル委員会の本ガイダンスは、銀行が厳格な会計の枠組に従っていることを前提としている。本ペーパーは、貸倒損失に対する引当金⁴に関し、会計基準設定主体が定める基準を超えて何らかの追加的な会計上の基準を定めることを意図していない。また、会計目的の信用リスク評価に基づく引当を自己資本の適切性に関する手段に結びつける (bridge) 意図もない。委員会は、会計基準を遵守する責任⁵は銀行の上級管理職および取締役会にあり⁶、ほとんどの場合、正式な外部監査を通じた検証の対象となることを認識している。さらに、証券監督当局や監査人の監督当局など、様々な公的機関がこのプロセスを監視している。

4. バーゼル委員会は、信用リスクのモデリングや信用リスク管理など、信用リスクの関連分野において別途のペーパーを幾つか作成してきた⁷。銀行が採用する信用リスクの健全かつ慎重な評価方針と実務は、銀行監督当局にとって当然関心の対象であり、銀行監督当局は、信用リスクの評価に関する健全な方針を奨励している。過去の経験は、与信および信用リスク評価の質的な劣化が銀行破綻の重要な原因であったことを示している。与信の質の低下を適時に把握・認識することを怠れば、問題は悪化し、長期化する。従って、

⁴ 本ガイダンスでは、「準備金 (reserve)」ではなく「引当金 (provision)」という用語を用いる。これは、多くの会計士が概念上の理由により、貸倒損失に係る貸借対照表上の勘定科目として前者を用いることを避けているためである。一部の国では、貸借対照表上の当該勘定科目に「引当金 (allowance)」という用語を用いている。

⁵ 委員会は2005年4月、コンプライアンス・リスクに関するハイレベル・ペーパー（「コンプライアンスおよび銀行のコンプライアンス機能」）を公表した。このペーパーは、コンプライアンスに関する銀行の取締役会および上級管理職の具体的な責任について考察し、銀行が有効なコンプライアンス機能を立案、実施、運営するための健全な実務について述べている。

⁶ 本ガイダンスでは、取締役会および上級管理職で構成される経営構造について述べている。バーゼル委員会は、取締役会および上級管理職の機能に関しては、国によって法律上および規制上の枠組が幾つかの点で違うことを認識している。こうした違いを踏まえて、このペーパーでは、取締役会および上級管理職の概念を法的構造の要素としてではなく、銀行の内部における二つの意思決定機能を示すものとして用いている。

⁷ 委員会は1999年4月、信用リスクのモデリングに関するペーパーを公表した（「信用リスク・モデリング：現状とその活用」）。このペーパーでは、信用リスクのモデリングに関する現行実務と問題点が論じられている。また委員会は2000年9月、複雑な論点であり、会計方針が重要な部分を占めている信用リスクの管理に関するペーパーを公表した（「信用リスク管理の諸原則」）。これらのペーパーは、信用リスク評価と管理の問題について、より包括的なガイダンスを提供している。

信用リスク評価に関する方針と手続が不十分であれば、貸倒損失の認識と測定が不十分となったり遅れたりするおそれがあり、自己資本規制の有用性は損なわれ、銀行の信用リスク・エクスポージャーの適切な評価およびコントロールが妨げられる。

5. 委員会は、バーゼル・コア・プリンシプル⁸において有効な銀行監督制度の最低要件を定義し、金融市場の安定性を促進するための措置について論じている。特に、幾つかのコア・プリンシプルは、銀行が資産の質や貸倒引当金の十分性を評価するために適切な方針、実務および手続を有し、かつそれらが遵守される結果として、銀行監督当局が、銀行の財務内容および業務の収益性について真実かつ公正な見解を得ることができることを確保するよう求めている。
6. 本ペーパーの中で信用リスクに対する規制上の所要自己資本について論じる場合は、主として先進的内部格付手法が利用されているケースに焦点を当てている。但し、本ペーパーはバーゼル・コア・プリンシプルの一部について論じているため、バーゼルIIの下で何れの手法を用いて信用リスクに対する規制上の所要自己資本額を算定しているかに関わらず、すべての銀行に関連性のあるものである。しかし、これらの健全実務をどの程度実施するかは、個々の銀行の業務の範囲や複雑性に依存する。監督当局の法的権限は、特に会計上の問題に関して、国によって異なるため、本ペーパーは信用リスク評価に関する健全な実務上のガイダンスを提供することのみを意図している。
7. 本ペーパーでは、償却原価で評価されている貸出金に対する信用リスクの健全な評価を対象としている。従って、本ペーパーでは、公正価値や低価法により評価されている貸出金に関するこれらのプロセスについて明示的には論じていない。勿論、信用リスクは償却原価で評価されている貸出金以外の資産やオフバランスのエクスポージャーにも存在する。これらの資産やエクスポージャーに係る信用リスクの評価実務は原則として本ペーパーの対象外であるが、バーゼル委員会は、銀行がこれらの領域においても信用リスクの評価に関する健全な方針と実務を設定し、これらの資産やエクスポージャーの評価に際して信用リスクが適切に考慮されるべきであると考えている。また、

⁸ 「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」は、バーゼル委員会より1997年9月に公表された。バーゼル・コア・プリンシプル(BCP)は現在改訂作業が進められているため、本パラグラフに引用されている要件は変更される可能性がある。BCPの改訂は本ペーパーの完成までに完了しない可能性がある。

銀行は自らが引き受けている信用リスク全体を評価するために、すべてのエクスポージャーを合計すべきである。従って、本ペーパーに述べる原則の一部は、償却原価で評価されている貸出金以外の資産やその他の信用エクスポージャーについても、銀行および監督当局が、信用リスク評価に係る問題に対応する際の助けとなるはずである。

8. 本市中協議文書の全ての側面について、2006年2月28日を期限に、一般からのコメントを募集する。これらのコメントは、以下に掲げるバーゼル委員会の宛先まで提出されたい。

Basel Committee on Banking Supervision
Bank for International Settlements
Centralbahnplatz 2
CH-4002 Basel
Switzerland

なお、コメントは、baselcommittee@bis.org 宛てに、電子メールで送付することもできる。

貸出金の健全な信用リスク評価についての監督上の期待

9. 以下に述べる基本要件により、銀行は、信用リスクの評価、会計および規制上の自己資本の適切性に関する目的のために、信用リスク・モニタリング・システムの共通の要素を利用できる。

原則 1

銀行の取締役会および上級管理職は、銀行に適切な信用リスク評価プロセスと有効な内部コントロールが設けられ、貸出業務の規模、性質、複雑性に応じて、銀行が定めている方針と手続、適用される会計の枠組および監督ガイダンスに従って貸倒損失に対する引当が首尾一貫した手法で決定されていることを確保する責任を有する。

10. 貸倒引当金の総額を適切な水準に維持し、信用リスク評価と引当のプロセスをモニターすることは、各々の銀行の取締役会および上級管理職の責任である。また、取締役会と上級管理職は、銀行に適切な信用リスク評価プロ

セスと内部コントロールが設けられ、銀行が定めている方針と手続、適用される会計の枠組および適宜の監督ガイダンスに従って貸倒損失に対する引当が首尾一貫した手法で決定されていることを合理的に確保しなければならない。これらの責任を果たすため、取締役会は上級管理職に対し、貸倒損失に対する引当を決定するための適切、体系的かつ首尾一貫して適用されるプロセスを設定、維持するよう指示する。上級管理職は、引当のプロセスを銀行内部のすべての関係職員に周知させるための適切な方針と手続を設定し、実施すべきである。

1.1. 信用リスク評価のための内部コントロール・システムおよび引当のプロセスは、特に以下の要件を満たしているべきである。

- (a) 情報の信頼性と完全性 (integrity)、および、法律、規則、および内部の方針や手続の遵守を確保するための措置が講じられていること。
- (b) 当該銀行の財務諸表および監督上の報告が、適用される会計の枠組ならびに関連する健全な引当のための監督上のガイダンスに従って作成されていることを合理的に確保していること。
- (c) 明確に定められ、かつ独立した貸出検証プロセスが含まれており、当該プロセスには以下の要素が備わっていること。
 - ・ 有効な貸出格付 (loan grading) システム。同システムは整合的に適用され、異なるリスク特性や貸出の質に生じた問題を適時に把握し、正確に格付し、適切な管理上の措置を促す。
 - ・ 十分な内部コントロール。本内部コントロールは、貸出の検証に関わるすべての関連情報が損失の見積もりに際して適切に考慮されることを合理的に保証する。このためには、適切な報告、検証作業の詳細な内容、検証に携わった職員の明確化などが必要となる。
 - ・ 明確に定められた公式の情報伝達および調整プロセス。情報伝達と調整は、必要に応じ、与信管理機能、財務報告職員、内部監査人、上級管理職、取締役会、および信用リスクの評価・測定プロセスに携わるその他の職員の間で行われる (書面により定められた方針や手続、経営報告、監査プログラム、委員会の議事録など)。

原則2

銀行は、信用リスクに応じて貸出金を分類する信頼性の高いシステムを備えているべきである。

- 1 2. 信用リスク評価と貸出金の会計に関する有効な実務は、体系的な手法により、定められた方針と手続に従って行われるべきである。貸出金を慎重に評価し、適切な貸倒引当金を決定するためには、銀行がリスクに応じて貸出を分類する信頼性の高いシステムを備えていることが特に重要である。大口の貸出金は信用リスク格付システムに基づいて分類されるべきである。その他のより小規模な貸出金は、信用リスク格付システムまたは延滞状況に応じて分類されるであろう。会計の枠組においてもバーゼルⅡにおいても、貸出分類システムは信用リスク全般を正確に評価するための手段として認識されている。また、バーゼルⅡと会計の枠組とともに、デフォルト確率と貸出の減損を見積もる際に、信用状態の悪化が甚だしいもののみならず、すべての信用分類を考慮すべきであることを認識している。
- 1 3. 適切に構築された貸出格付システムは、銀行の様々な信用エクスポージャーにおける信用リスクの程度を区別するための重要な手段である。こうした格付システムは、貸出ポートフォリオの全体としての性質、デフォルト確率、ひいては貸倒引当金の十分性をより正確に判断することを可能にする。銀行は、貸出格付システムについて記述する際に、個々の格付の定義とともに、格付システムの設計、適用、運営、実績に関する責任の所在を定めるべきである。
- 1 4. 信用リスクの格付プロセスは、通常、債務者の現在の財務状況と返済能力、担保の現在の価値と換金可能性、および、元利回収の見通しに影響を及ぼすその他の債務者ならびに貸出案件（facility）固有の特性を考慮する。これらの特性は特定の目的（例えば、信用リスクまたは財務報告）のためだけに用いられるものではないため、銀行は格付の利用目的に関わらず、ある貸出に対して単一の信用リスク格付を付与するかもしれない。バーゼルⅡと会計の枠組とともに、貸倒損失の測定を集合的に評価する貸出グループを決定する際に、信用リスクに係る内部（または外部）格付プロセスの利用を認めている。従って、銀行は、バーゼルⅡおよび適用される会計の枠組の双方において集合的評価の対象となる単一の貸出グループを決定するかもしれない。
- 1 5. リスク格付は、新たな関連情報が入手されるたびに再検討され、更新されるべきである。信用リスク格付が正確であり、最新であることを合理的に確保するため、すべての与信は、定期的に正式な見直しを受けるべきである。

(例えば、少なくとも年に1回)。個別に評価される大口、複雑、高リスクまたは問題のある貸出金の信用リスク格付は、より頻繁に見直されるべきである。

原則3

銀行の方針は、内部の信用リスク評価モデルの検証について適切に定めるべきである。

16. 信用リスクの評価と引当には、リスク測定モデルと、仮定に基づく推計が用いられることがある。モデルは、クレジット・スコアリング、個別取引レベルおよびポートフォリオ・レベルでの信用リスクの推計または測定、ポートフォリオ管理、貸出やポートフォリオのストレス・テスト、自己資本の配賦など、信用リスク評価プロセスの様々な側面において用いられるであろう。信用リスク評価モデルは、デフォルト確率、デフォルト時損失率、エクスポージャーの額、担保価値、格付遷移確率、内部的な債務者格付といった、債務者および貸出に係る変数の変化が及ぼす影響を考慮するものであることが多い。
17. 信用リスク評価モデルには判断の要素が多く含まれるため、モデルを検証するための有効な手続が極めて重要である。銀行は、信用リスク評価モデルの質を評価するうえで定期的にストレス・テストやバック・テストを行い、期待値と実績値の乖離に関する内部的な容認度を決定し、状況に応じて許容限度を更新するプロセスを設けるべきである。所定の許容限度を超過した場合には是正措置を求めるような方針を銀行は保持すべきである。また銀行は、モデル検証のプロセスと結果を文書化し、経営の適切なレベルに結果を定期的に報告すべきである。更に、内部の信用リスク評価モデルの検証は、能力を有する独立した人物（例えば、内部・外部監査人）による定期的な再検証を受けるべきである⁹。

原則4

銀行は、貸倒損失を見積もるための健全な手法を採用し、文書化すべきである。本手法においては、信用リスクの評価と問題のある貸出金の特定および貸倒引

⁹ 本ペーパーでは、モデルの検証に関する監督上の問題について簡単な概要を述べている。バーゼル委員会の作業部会では、本件についてより包括的な検討を進めており、更なるガイダンスを公表する可能性がある。

当金の決定を適時に行うためのリスク評価方針、手続およびコントロールが定められているべきである。

18. 銀行は、信用リスク評価プロセスの一環として、貸出ポートフォリオの質をモニターするための包括的な手続と情報システムを整備し、導入すべきである。それらの手続やシステムにおいては、問題のある貸出を特定し、報告するための基準が定められ、それらの貸出に対して適切なモニタリング、管理、引当が行われることが合理的に確保されるべきである。
19. 信用リスクのモニタリング・システムは、上級経営陣が貸出ポートフォリオの信用の質について経験に基づいた判断 (experienced judgements) を下すために必要な情報を提供し、貸倒損失や引当に関する当該銀行の手法の基盤を提供すべきである。すなわち、上級管理職が貸出ポートフォリオの状態をモニターする際と、銀行が信用リスク評価、会計、および自己資本の適切性に関する目的において貸倒引当額を決定する手法において、同じ情報が活用されるべきである。
20. 銀行の貸倒損失に関する手法は、銀行の先進性、業務環境や戦略、貸出ポートフォリオの性質、与信管理手続、経営情報システムなど、様々な要因に左右される。しかし、貸倒損失に関する手法には必ず備わっているべき共通の要素があり、その多くは銀行の信用リスク・モニタリング・システムに関するものである。銀行の引当に関する手法は、以下の要件を満たしているべきである。
 - ・ 取締役会および上級管理職の役割と責任をはじめ、当該手法における信用リスク・システムとコントロールについて、文書化された方針と手続が含まれること。
 - ・ 定期的な貸出ポートフォリオ全体の詳細な分析が実施されること。
 - ・ 個別に減損を評価すべき貸出を特定するとともに、ポートフォリオのその他の部分については、集散的に評価・分析するためにリスク特性の類似した貸出グループに分類すること。
 - ・ 個別に減損と評価された貸出金に対して、利用可能な減損の測定手法および特定の状況において最適な手法を決定するための手順を定めた手続を含め、減損の額をどのように判定、測定すべきかが明らかにされていること。
 - ・ 個別評価を行った結果、個別には減損が認められない貸出金について、

集合的な減損評価のために、共通の信用リスク特性（貸出金の種類、延滞状況、信用リスク等）を有するその他の貸出金（個別に減損と評価された貸出金を除く）とグループ化すべきか否か、また、どのようにグループ化すべきかを決定するための方法が定められていること。

- ・ 信頼性のある最新のデータに基づいていること、貸出ポートフォリオの信用の質に関して経営陣の経験に基づく判断が織り込まれていること、および、貸出の回収可能性に影響を及ぼし得る既知のすべての重要な内部・外部要因（業種、地域、経済的・政治的要因等）が考慮されていること。
 - ・ 損失率をいかに決定するか（例えば、環境要因を調整した過去の損失率、遷移分析等）、また、過去の損失実績を評価するための適切な観測期間を設定する際にどのような要因を考慮するか、が定められていること。
 - ・ 必要に応じて、担保の現在価値（売却コスト控除後）が考慮されていること。
 - ・ 貸出金の償却と回収に関する方針と手続が定められていること。
 - ・ 引当手法における分析、推計、検証およびその他の機能は、所要の能力を有する十分に訓練された職員によって遂行され、補助的な分析や論拠の明確な説明とともに書面により十分記録されることが求められていること。
 - ・ 損失の推計値を集約するための体系的かつ論理的な手法が定められ、貸倒引当金残高が、適用される会計の枠組（IFRS 等）や関連する健全性規制に沿ったものであることが合理的に確保されていること。
 - ・ 信用リスクの評価のためのモデルや信用リスク管理に用いられている手段（ストレス・テスト、バック・テスト等）を検証する手法が定められていること。
- 2 1. 銀行は、自らの貸出業務を現実的に捉え、会計情報を作成する際には、それらの業務に伴う不確実性やリスクを十分に考慮すべきである。
- 2 2. 貸出金の会計処理についての方針や実務は、貸出金や貸倒引当金に関する情報が信頼できるものであり、検証可能であり、バイアスから中立的であることを合理的に確保できるように選択され、首尾一貫して適用されるべきである。

23. 銀行は、信用リスクの評価に関して毎期一貫した方針と手続を用い、関連項目の測定のための概念および手続も一貫して用いるべきである。

原則5

個別および集合的に評価された貸出金に対する引当金の総額は、貸出ポートフォリオの信用損失推計額を十分吸収する水準にあるべきである。

24. 報告される貸倒引当額が貸出ポートフォリオの現時点の回収可能性を反映していることを合理的に確保するため、貸倒損失の評価プロセスは一年に一回、または必要に応じてより頻繁に検証されるべきである。

25. 個別および集合的に評価された貸出金の損失推計額には、評価日現在において貸出ポートフォリオの回収可能性に影響を及ぼしているすべての重要な要因を反映すべきである。個別に評価される貸出金については、評価日現在において個々の貸出金の返済に影響を及ぼしている事実や状況を推計値に反映すべきである。以下の要因は、バーゼルⅡと会計の枠組の双方において、個別に評価される貸出金の貸倒損失額を推計する際に考慮される。

- ・ 債務者の深刻な財務上の問題
- ・ 発生が見込まれる債務者の破産またはその他の財務再構築
- ・ 金利または元本の返済不履行あるいは延滞などの契約違反
- ・ 債務者の財務上の問題に関わる経済的または法的理由による、他の状況下では考慮されないであろう、与信者による何らかの譲歩の供与

26. 集合的に減損評価する貸出金のグループについては、評価日現在におけるトレンド、状況および返済に影響を及ぼすその他の要因の変化を考慮しつつ、当該銀行における同グループの過去のネット償却率を上方または下方に調整しながら勘案のうえ、信用損失を推計すべきである。貸出グループの過去のネット償却率を決定する手法には、適切な信用サイクルにわたるネット償却実績を単純平均したもの（上述のとおり、返済に影響を及ぼす要因を勘案のうえ適切に調整）から、格付遷移分析や信用損失推計モデルといったより複雑な手法まで、幅広い選択肢がある。バーゼルⅡと会計の枠組はともに、リスク特性の類似する貸出金のグループを集合的に評価する場合は、現在のトレンドや状況に照らして調整を加えたうえで過去のデータを用いることを求めている。現在の状況に照らして調整しつつ過去のネット償却率を決定

する手法は、銀行の先進性や複雑性により異なるが、信用リスク評価、会計および自己資本の適切性のいずれを目的とする場合においても、損失額の決定のために整合的な手法を用いるべきである。

原則6

銀行が経験に基づいた信用判断や合理的な推計を行うことは、貸倒損失の認識と測定 of 不可欠な要素である。

27. 貸出金の減損評価は、詳細なルールや定式のみに基づいて行うことができるものではなく、経営の適切なレベルよる判断によって補強されなければならない¹⁰。過去の損失実績や観察データが限られているか、あるいは現在の環境に完全には合致していないかもしれないことから、経営陣は、貸倒損失額を推計するために経験に基づいた信用判断 (experienced credit judgment) を求められる場合がある。バーゼルIIと会計の枠組はともに、デフォルト確率、デフォルト時損失率および貸倒引当額を評価するに当たり、経験に基づく信用判断を用いることを認めている。経験に基づいた信用判断が必要な場合もあり得る一方、実際に裁量を働かせる余地は慎重に制限すべきであり、経営陣がどのような手続を経てどのような判断を下したかが明らかになるような記録を残すべきである。経営陣の裁量には、特に以下の制約が設けられているべきである。

- ・ 経験に基づいた信用判断は、定められた方針と手続に従って用いられること。
- ・ 貸出の質を評価するための分析フレームワークが承認され、文書化されて存在し、長期間にわたって整合的に適用されていること。
- ・ 推計は合理的かつ説得的な仮定に基づいて行われ、十分な記録によって裏付けされていること。
- ・ 良い変化であれ悪い変化であれ、一般的な経済活動の変化が債務者に及ぼす影響について、十分に慎重な仮定が設定されていること。

28. 貸倒引当金の総額を決定する手法は、貸倒損失が適時に認識されることを合理的に確保すべきである。過去の損失実績と最近の経済環境を分析の出

¹⁰ データが現在の状況に合致しているため、貸出の認識や測定に際して調整の必要がない場合もある。

発点とすることは妥当であるが、これらの要素は、それのみで貸倒引当金の総額の適切な水準を決定するための十分な基礎とはならない。何らかの足許の要素によって、銀行のポートフォリオから生じる損失が過去の損失実績とは違ったものとなることが予想される場合、経営陣はそれらの要素も考慮すべきである。そうした要素には以下のものが含まれる。

- ・ 引受基準¹¹や集金・償却・回収に関する実務など、貸出に関する方針と手続の変更。
- ・ 様々な市場部門の状況を含めて、国際的、国内的、地域的な経済状況および業況とその動向。
- ・ 延滞貸出ならびに質の低い格付に分類された貸出金のトレンド、量、深刻度の変化、および、減損の生じた貸出金、問題債務のリストラチャリング、その他の貸出条件変更の量的トレンド。
- ・ 貸出に関与する管理職および職員の経験、能力、関与度の変化。
- ・ 貸出検証システムの質および上級管理職と取締役会による監視の度合いの変化。
- ・ 信用集中の有無と影響、および集中度合いの変化。
- ・ 競争、法令上の要請等の外的要因が、既存のポートフォリオの信用損失推計額の水準に及ぼす影響。
- ・ ポートフォリオ全体の信用リスク特性の変化

29. 経験に基づいた信用判断は、過去の損失率を示す信頼性の高い数値を得るため、妥当な観測期間を決定する際にも用いられるべきである。なぜなら、類似した信用リスク特性を有する貸出金の各々のグループについて平均的な過去の損失実績を算定する場合、すべてのグループの観測期間を特定の一時期に限定すべきではないからである。銀行は、同種貸出の各グループについて集合的な減損損失の水準を決定するために厳格かつ統計的に有意な貸倒損失額の推計を行うべく、一つの信用サイクル全体をカバーする過去の十分な損失データを維持するべきである。

¹¹ 銀行は通常、貸出全般に関する方針を補足するものとして、より詳細な引受基準、ガイドラインおよび手続きを定め、これによって貸出の承認プロセスを導き、望ましいリスク水準を維持しようとする。例えば、引受基準には、返済条件、満期に関する基準、担保カバー、担保の評価、保証人基準などが定められている場合がある。

30. バーゼルⅡにおいても会計の枠組においても、銀行は、デフォルト確率、デフォルト時損失率、貸倒損失を推計する際に、単一の数値または一定の幅の数値のいずれかを決定することになる。後者の場合は、当局向け報告または財務諸表を完成するまでに入手可能な、測定日現在で存在する各種の状況に関するすべての重要情報を考慮のうえ、設定された幅の中で最善の見積（best estimate）を減損損失として認識すべきである。一定の幅の中で減損額を決定する場合、銀行は、バーゼルⅡの枠組の下で評価の対象となる信用リスク特性と整合的な要素に依拠することになる。

原則7

銀行が貸出金の信用リスクを評価するプロセスには、信用リスク評価、貸出金の減損の会計処理および規制上の所要自己資本の算定に用いるための手段、手続および観測可能なデータが備わっているべきである。

31. 上述のとおり、銀行の信用リスク・モニタリング・システムは、信用リスクを正確に評価するための適切な手段を含め、基本的な要件と手続を備えているべきである。これらの基本的な要件、手続、および手段は、信用リスクの評価、会計および規制上の自己資本の適切性に関する検討の何れにおいても同様に必要である。すなわち、これらの基本的な点は、3つのすべての目的において信用リスクを評価する際の共通の要素となる。従って、この共通性によって、3つの目的のそれぞれにおいて同一のシステムを用いることが可能になる。共通のシステムを用いることにより、算出される数値の信頼性と整合性が高まり、3つの異なる目的において達成される結果がより整合的になり、他の目的のために設けられた健全な引当実務に従うことが阻害される潜在的なリスクが最小限にとどめられる。一般に、評価のプロセスにおいて用いられる共通の種類データには、信用リスクの格付、過去の損失率、集合的評価を行うために貸出金をグループ化する際に用いる特性、および、損失の推計または過去の損失率の調整に用いる観測可能なデータなどが含まれる。

32. 銀行は、個別評価の対象となる貸出金について、観測可能なデータが減損の存在を示していないと判断した場合、当該貸出金を信用リスク特性の類似した貸出金のグループに含め、貸出グループ全体を集合的に減損評価すべきである。個別に減損の評価が行われていない貸出金はすべて、信用リスク特性の類似した貸出金のグループに含め、集合的な減損評価の対象とされるべきである。こうした対応が必要なのは、観測可能なデータがグループ内の

いずれの個別貸出金についてもまだ減損を示していなくても、類似の貸出グループにおいては減損が明確な場合があるからである。こうした集合的評価は、個別の貸出金に減損損失が特定されるまでの暫定的なステップである。

- 3 3. 銀行は、信用リスクを評価するため、様々な方法で貸出金をグループ化するかもしれない。例えば、推計デフォルト確率または信用リスク格付、貸出金の種類、地理的な区分、担保の種類、延滞状況などの特性から一つまたは複数を選択し、これに基づいて貸出金をグループ化するかもしれない。信用リスク格付プロセスを含め、将来の期待キャッシュフローを推計するためのより高度な信用リスク評価モデルまたは手法では、これらの特性の幾つかを組み合わせる用いる場合もある。
- 3 4. 貸倒損失の推計は、会計や規制の枠組を含め、様々な理由によって国毎に異なり得る。バーゼル II の実施と（例えば IFRS の実施を通じた）国際的な会計制度の収斂（convergence）に伴い、こうした相違は減少するかもしれない。いずれにせよ、信用リスクの評価に関する健全な方針と実務は、どのような目的で引当金や信用損失推計額を測定するかによって左右されない。すなわち、同一の健全な信用リスク評価システムが、信用リスク評価と会計上の目的において、および銀行の自己資本の適切性を評価する目的において損失を測定する際に用いられる情報やアウトプットを提供する。従って、信用リスクの評価、会計、および自己資本の適切性の各目的において、損失に関する同様の数値が入力情報として用いられる場合がある。
- 3 5. 単一の信用リスク評価システムが引当金の算定に用いられる信用リスク情報を提供する一方で、信頼性が確認されれば、当該情報は、報告の趣旨や測定のために応じて、様々な方法で用いられるかもしれない。
- 3 6. 信用リスク評価の目的で期待信用損失を測定する際に用いる観測可能なデータは、会計上の目的で用いるデータとは異なるかもしれない。バーゼル II および会計の枠組はともに、デフォルト確率や減損を推計するプロセスにおいて、信用力の低下が著しい信用エクスポージャーのみならず、すべての信用エクスポージャーを考慮の対象とする。しかし、発生損失（incurred loss）アプローチを採用する会計の枠組においては、損失の認識に際し、当該資産の認識当初以降に発生した事象を示す観測可能なデータが必要とされる。信用リスクの評価やバーゼル II に基づく自己資本比率などの健全性上の目的においては、期待損失の算定に、会計上の損失認識に求められるのと同様の観測可能なデータは必要とされないかもしれない。このように損失の認識手法が違う場合には、信用リスク評価上の目的で行う場合と会計上の目

的で行う場合とでは、特に、新たに実行した貸出に関して、損失の測定における信用リスク情報の用い方が異なることになるかもしれない。また、バーゼルⅡにおける1年という期間も、特定の期間を対象とする推計損失との相違の原因となり得よう。

37. 健全性を目的とする期待損失アプローチに基づいた貸出分類システムを採用している銀行は、当該貸出が新たに実行されたものであるかどうかにかかわらず、すべての信用リスク格付について損失を計測する。このアプローチにおいては、信用格付が貸出実行時点に比べて下方遷移していることは、測定可能な損失率を認識するための要件とならない。しかし、会計上の損失が認識されるためには、外部または内部格付の低下が貸出金の損失期待を形成または増加させるものとして考慮されなければならないであろう。
38. 信用損失情報の用い方は、損失測定のための期間との関連においても相違する。バーゼルⅡでは、自己資本比率規制上において1年間の期待損失が特定される。会計の枠組においては、既に発生しているが未だ特定されていない損失事象を引当の測定に際して考慮することが認められているが、そうした事象の発生期間は1年間に限定されていない。この結果、会計と規制の枠組の間に相違が生じる。
39. 従って、会計の枠組において認識される減損の水準と、バーゼルⅡの枠組における期待損失との間に生じ得る相違は、特に、新たに実行される貸出金が潜在的に除外され得るか否か、また、1年を超えて貸倒損失を見積もるか否かの違いから生じ得ると言えそうである。
40. バーゼルⅡの手法が、自己資本評価の目的において別途の貸倒引当金を求めるものではない点には注意が必要である。会計上の引当額と、バーゼルⅡにおいて求められる1年間の期待損失額の間には差がある場合は、規制上の自己資本から控除または自己資本へ加算されることになる。

貸出金の信用リスク評価、コントロール、および自己資本の適切性に関する監督当局の評価¹²

¹² 健全性監督当局の第一義的目的は、個々の金融機関の財務の健全性および金融システム全体の安定性を維持することにある。健全性監督当局は、本目的を果たすための手段の一部として、健全なリスク管理に関するガイダンスを公表し、個々の規制対象機関のリスク・プロファイルを評価し、リスク・ベースの所要自己資本を課している。国際会計基準審議会 (IASB) は、IAS39の修正のパラグラフ BC79において、監督当局が果たすこの重要な役割を認めている。

原則 8

銀行監督当局は、貸出金の質を評価するために銀行が設定している信用リスク関連の方針と実務の有効性を定期的に評価すべきである。

4 1. 銀行監督当局は、銀行の与信機能および信用リスク評価機能を健全性の観点から定期的に検証し、必要な場合には改善のための助言を行うことを定めた方針を有する。監督当局は、以下の点を確認すべきである。

- ・ 信用の質に問題のある貸出金を適時に特定、分類、モニターし、所要の対応を採るために銀行が設けている貸出検証システムの質が適切であること。
- ・ 貸出ポートフォリオの信用の質および関連する引当について、取締役会および上級管理職に適切な情報が定期的かつ適時に提供されていること。
- ・ 経営陣の判断が適切に行使され、かつ合理的であること。

4 2. 監督当局は、こうした評価を行うに当たり、定期的な監督上の報告や実地の検証を通じて銀行の非公表情報を得ることがある。また、以下の原則 9 および 10 において求められる評価を行う際にも、これらの方法によって情報を得ることがある。

原則 9

銀行監督当局は、銀行が貸倒引当金の算定に用いている手法が、貸出ポートフォリオの信用損失推計額を適時に認識した合理的かつ健全な測定値をもたらすものであることを確認すべきである。

4 3. 監督当局は、銀行が貸倒引当金を計算するために用いている手法を評価するに当たり、以下のことを確認すべきである。

- ・ 個別に減損が生じている貸出金に対して引当金を計上する手続が慎重であり、かつ、最新の担保価値評価や、現下の経済情勢を勘案したキャッシュフロー予想などに基づくものであること。
- ・ 集合的に引当を見積もるための枠組が適切であり、かつ、用いられている手法が合理的であること。
- ・ 貸出ポートフォリオの信用リスク・エクスポージャー総額に対する貸倒引当金の総額が適切であること。

- ・ 回収不能と判断された貸出金（またはその一部）が、引当または償却により適時かつ適切に認識されていること。
- ・ 銀行が本ペーパーに概説されているものと整合的な方針と実務に従っていること。

4 4. 監督当局は、銀行の与信機能および信用リスク評価機能を検証するに当たり、内部または外部監査人の行った作業を利用することがある。バーゼル委員会は、「銀行の内部監査および監督当局と監査人の関係」（2001年8月）および「銀行の内部監査および監督当局と監査人の関係：サーベイ」（2002年8月）をはじめ、内部監査人との協力に関する広範なガイダンスを公表している。委員会はまた、国際会計士連盟の国際監査実務委員会と協力のうへ、「銀行監督当局と銀行の外部監査人の関係」（2002年1月）に関するペーパーを公表した。

原則10

銀行監督当局は、銀行の自己資本の適切性を評価するに当たり、信用リスクの評価に関する実務を考慮すべきである。

- 4 5. 銀行の総合的な自己資本の適切性の一要素として貸倒引当金の適切性を評価する際は、関連するプロセス、手法、および根底に置かれている仮定には、経験に基づいた信用判断が相当程度必要であることを認識することが重要である。貸出金の管理・回収手続が健全であり、内部システムとコントロールが実効的であっても、考慮すべき要因は広範にわたるため、信用損失を正確に推計することはできない。また、個別貸出および貸出グループの信用損失を推計する能力は、返済見通しに影響を及ぼす諸要因について有益な情報が蓄積されるにつれて向上してゆく。従って、監督当局は、貸倒引当金の適切性を評価するに当たり、経営陣が次のことを行ってきた場合には、一般に経営陣の推計を受け入れるであろう。すなわち、(i) 資産の質に生じた問題を適時に把握・モニターし、所要の対応を採るための有効なシステムとコントロールを維持していること、(ii) ポートフォリオの回収可能性に影響を与えるすべての重要な要因を合理的な方法で分析していること、および (iii) 既に述べた基本要件を満たした、容認し得る貸倒引当プロセスを設定していること。
- 4 6. 監督当局が銀行の信用リスク評価実務について問題点を指摘したり改善を助言したりする場合は、問題に対して経営陣の注意を促し、経営陣による適時の是正措置を促すため、用い得るあらゆる監督上の手段を検討する。

監督上の対応は、問題の深刻度と、経営陣が懸念に対処する積極性に応じて決定されるべきである。例えば、監督上の対応には以下の方法や手段が含まれ得る。

- ・ 懸念事項を上級経営陣に定期的に伝達し、それらの懸念に対する経営陣の返答および対応状況について説明を受ける。
- ・ 貸倒引当金および信用リスクの評価実務に関する懸念を監督上の評定に織り込む（例えば、健全性の観点からのリスク管理または自己資本の適切性に関する評定に織り込む）。
- ・ 重大な懸念事項を上級経営陣および取締役会に伝える。
- ・ 非公式または公式の監督措置（非公表または公表）を通じ、上級管理職および取締役会に対し、一定期間内に問題点を是正すること、および、書面による改善状況報告を定期的に監督当局に提出することを求める。

4.7. 信用リスク評価や引当に関する問題点が多い場合、または適時に解決されない場合、監督当局は、それらの問題点を監督上の評定に反映させるべきか、あるいは所要自己資本の引上げというかたちで対応すべきかを検討する可能性がある。例えば、信用リスクの評価に関する適切な方針、システム、またはコントロールが欠如している場合、監督当局は、当該銀行の自己資本ポジションが信用リスク・エクスポージャーとの対比において適切であるか否かを評価する際に、それらの問題点を考慮するであろう。また、監督当局は、これらの問題点が引当水準にどのような影響を与えるかを考慮し、不十分と認められる場合は、これについて銀行と協議し、必要であればその他の適切な措置を採るべきである。更に、監督当局が自己資本の適切性を評価する際には、貸出金の会計処理や信用リスク評価に関する銀行の方針と実務が、報告利益の質、ひいては自己資本ポジションにどのような影響を及ぼすかを考慮すべきである。